

## 岡山市区づくり推進事業補助金の見直しについて (補助限度額の拡充・キャンセル料補助) Q&A

### 補助限度額の拡充内容について

Q1 補助限度額の拡充をする目的は何ですか。

A1 令和6年度の区づくり推進事業は4年ぶりにコロナに関して何の制限もない状態で行われます。そして、本年をコロナ禍からの再スタートと捉え、多くの団体が地域の活気や絆を取り戻そうと様々な工夫により事業を行なおうと計画をされています。本市としましては、本事業を通じて持続可能で活力のある地域づくりを進めるため、補助限度額の拡充等を行うことによって、その動きを後押ししようとするものです。

Q2 補助率を上げないのはなぜですか。

A2 区づくり推進事業は、地域の方々が地域の活性化や地域の課題を解決するために、主体的に企画・運営・実施する事業に対して補助しているところです。補助率を上げることは、事業実施団体の経済的な負担が軽減される一方で、外部委託の増加(事業規模の拡大)等により、区づくり推進事業の基本理念(目的)である「地域の様々な団体等が企画・運営することで地域住民のつながりを図る」ことを弱めてしまう懸念があるからです。ただし、今回の補助金の見直しで、安心して事業を行ってもらうため、不可抗力を原因としたイベント等の変更または中止した場合に必要なキャンセル料【10万円(10/10)】を補助することにしています。

Q3 対象になる(恩恵がある)のはこういった団体ですか。

A3 各区の審査会において、令和6年度事業として決定しました補助金額が、改正前の補助限度額40万円(身近な交流部門)、200万円(広域交流部門・地域活動部門)の範囲内でありましたら補助金額の変更はありません。このため、対象となる団体は、決定時の補助対象事業費が800,200円以上(身近な交流部門)、2,000,200円以上(広域交流部門・地域活動部門)となります。

※補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じ、100円未満切り捨てた金額。

Q4 補助金額が増えますが、手続きはどのようにすればいいですか。 ※該当団体のみ

A4 この度の制度改正に伴い、補助金額が変更する団体へは、補助金の変更手続き等の案内を送らせていただいております。案内をご確認のうえ手続きをお願いします。

なお、この手続きは、制度改正に伴う収入（補助金額）の増額（変更）を行っていただくものになりますので、補助対象事業費（経費）の増額等を行わないよう注意してください。

Q5 当初の申請時に外した経費がありますが、補助金申請のやり直しはできますか。

A5 補助金額については、各区の区づくり推進事業審査会の審査を経て事業決定された補助対象事業費(経費)に基づいています。このため、増額は認められません。

※現行においても事業決定された補助金額の増額は認めていません。

Q6 2期はこれから申請のため、補助限度額に合わせて予算計画がたてられるのではないですか。（補助金を多く交付してもらえる。）不公平ではないですか。

A6 1期の事業者も2期の事業者も同様に補助金の交付が受けられるよう制度設計（遡及して対応）を行っています。区づくり推進事業では、予算計画をたてるにあたり、自分たちでできることは自分たちです。安易に業者任せにすることは避けるなど、地域住民の創意・工夫等により経費の節減に努めてもらっています。このため、補助限度額の拡充によって、予算規模が大きくなる(事業内容と予算規模が不釣り合いになる)ことは考えにくいと思われます。また、各区の審査会では予算面についても審査が行われることから、適正に事業の計画がされるものと考えています。

※予算規模を大きくすると事業実施団体の負担も大きくなる。

※現状の試算では2期での継続団体で該当する団体はない。

Q7 人件費や物価高騰による影響や警備費の増加がありますが、それらに対する支援はないのですか。

A7 区づくり推進事業は、地域の方々が地域の活性化や地域の課題を解決するために、予算面も含めて、主体的に企画・運営・実施する事業に対して、補助しているところです。（現状では個別案件の支援は考えていない）この度の補助限度額の拡充は、コロナ禍を経て、区づくり推進事業の実施団体のみなさまが、従来のやり方から変化しようとするのを後押しするためのものです。例えば、来場者を増やすため工夫や事業内容の見直しなどによって、事業規模や予算規模等が増えた場合にも安心して事業が

継続できるようにしたものであります。ただし、単に事業規模を拡大することを目的とはしておりませんので、今までどおり、学区等の実情に応じた事業を実施していただくことは問題ありません。

Q8 今回の補助限度額の拡充で期待されることは何ですか。

A8 コロナ禍を経て、事業の再開に苦労された事業実施団体もありますが、団体によっては、従来の事業の見直しを行うなどの変化があります。補助限度額の拡充によって、これらの動きが促進され、新規事業の創出や参加者の増加等の効果が期待できます。また、地域のイベントや活動の持続性といった面からも効果が期待でき、地域活性化につながると考えられます。

## キャンセル料の補助内容について

Q9 この支援の目的は何ですか。

A9 令和6年度の区づくり推進事業は4年ぶりにコロナに関して何の制限もない状態で行われます。そして、本年をコロナ禍からの再スタートと捉え、多くの団体が地域の活気や絆を取り戻そうと様々な工夫により事業を行なおうと計画をされています。

コロナ禍においては、地域のイベントや活動の存続を危ぶむ声もありました。本市としましては、安心して事業を再開し活動を継続してもらうため、台風や災害、感染症の拡大等、不可抗力を原因としたイベント等の変更または中止した場合に必要なキャンセル料【補助限度額10万円(10/10)】に対して別枠を設け補助するものです。

また、キャンセル料(一部の場合もあり)の補助により、事業実施団体の経済的負担の軽減を図ります。

Q10 補助対象となる不可効力による中止とは、どういったものですか。

A10 不可抗力による中止と認められるケースは、①警報発令(予想も含む)等の荒天による変更または中止の場合(例:特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大型台風の接近等)、②災害等によりイベント等が開催できなかった場合、③新型コロナウイルス感染症等の拡大による変更または中止の場合です。ただし、主催者都合による中止の場合は補助対象とはなりません。

Q11 キャンセル料の補助対象となる経費はどのようなものですか。

A11 例えば、台風等によりイベント等が中止になった事で、行ってもらう予定であった事業に係る委託業務（会場設営撤去、アトラクション等管理運営、会場警備、花火打ち上げ等）などをキャンセル（取消）した事で支払いが必要となった経費です。※事前の準備（消耗品、チラシ等）の経費は対象となりません。

Q12 チラシやパンフレットの印刷や消耗品など、準備にかかった経費はキャンセル料の対象となりますか。

A12 事前に購入（消耗品等）や準備（チラシ印刷等）した物品等の経費については、キャンセル料の対象経費とはしていません。あくまでも、計画通りに事業が実施できていれば発生しなかったが、キャンセル（取消）したことによって必要となった経費が対象となります。

なお、事前の購入・準備物の経費については、通常の補助対象経費として補助率1/2の補助を行います。

※イベントが中止になった場合でも消耗品など活用できるものは、翌年度の事業で活用してもらう。

※ポスターやチラシも事前に配布等していた場合は、地域等への情報発信（事業や活動を知ってもらう）に活用され事業としては意味がある。

Q13 10万円を超えた金額のキャンセル料の補助金はどうなりますか。

A13 補助限度額の10万円までは、補助率10/10の別枠で計算し、10万円を越えた金額については、通常の補助対象経費（使用料・賃借料、委託料）同様に補助率1/2で計算を行い、それぞれを合算して交付することになります。（※記入例参照）

※補助金額は100円未満を切り捨てた額です。

Q14 補助対象となる事業及び期間はいつまでですか。

A14 令和6年度は、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの実施予定事業です。

Q15 申請手続きは、どのようにしたらいいですか。

A15 補助金等交付申請を行った事業をやむを得ず中止する場合には、区役所（総務・地域振興課）に相談のうえ、中止の届を行ってください。そして、実績報告の際には、事業報告書（事業の内容欄、収支決算書）に「中止理由、キャンセル料の内容」を記

入（※記入例参照）し、支払いを証する書類（領収書、キャンセル内容が分かる請求書・明細等）を添付してください。

Q16 補助金の増額分についても、概算払いはしてもらえますか。

A16 既に概算払いを受けている場合は、再度の概算払いは受けられません。